

■ 釧路市立阿寒中学校 部活動に係る活動方針

令和6年4月1日

■ 1 部活動の意義

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化芸術、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意する必要がある。また、異学年との交流をとおして生徒同士や教師と生徒等との好ましい人間関係の構築や、生徒自身が活動をとおして自己肯定感を高めるなど、生徒が多様な学びや経験をする場として、教育的意義が高い。

■ 2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術、科学等に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。従って、体力や技能の向上のみを目的としたり、勝利至上主義に徹する指導は慎み、適切な指導や支援により、諦めずに粘り強く行う耐性や目標に向かって努力することの大切さや多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させることにより、仲間と協力したり、切磋琢磨する関係づくり等、生徒一人一人が充実感や達成感を味わうことができるようにすることが肝要である。

■ 3 部活動の在り方

部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、部活動を実施する上では、北海道・北海道教育委員会策定の「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び釧路市教育委員会策定の「釧路市立学校における部活動の方針」に則り、成長期にある中学生の活動としてふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底し、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。

■ 4 指導と体制

部活動の運営は、生徒の自主性や主体性を育成するためにも、目的に応じた活動となるように工夫する必要がある。練習計画や練習内容の策定についても「生徒自らが安全で楽しい部活動のルールづくりに参画し、主体的に活動する態度を育てる」視点を踏まえた指導体制を推進する。運営にあたっては、顧問・生徒の信頼関係づくりが活動の前提となり、生徒とのコミュニケーションを十分に図るように留意する。

(1) 活動計画・実施報告書の作成

部活動の顧問は、毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者へ連絡する。活動計画により、生徒指導部は活動の概要を把握し、生徒が安全・安心に活動を行い、過度な負担となっていないかを複数の目で検証する。また、校長への実績報告をもって、校長は実態把握・指導・是正を行う。

(2) 活動時間及び日数等について

① 部活動における休養日及び活動時間については、スポーツ医学等の見地より、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることが重要であることから、次のとおりとする。

i 学期中は週あたり2日以上 of 休養日を設ける。

(平日に少なくとも1日以上、土曜日・日曜日(以下週末とする)に少なくとも1日以上)

(休日のみ実施の場合は、原則として1日を休養日とする)

ii 週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるものとする。

※「大会参加等」とは、開催要項が整備されている大会やコンクール及び、それらと関係して実施される活動。なお、開催要項に基づく公式練習はこの範囲に含む。

iii 学校閉庁日は休養日とし、休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

② 長期休業中の休養日は学期中に準じた扱いとし、ある程度長期の休養期間を設ける。

③ 1日の活動時間は最大で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末、祝日等を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 活動場所等の整備について

部活動で使用する用具・器具等の安全な取扱や管理・点検に努めるとともに、活動場所の整備に努める。

(4) 大会等への出場及び校外への移動について

1年間で予定される大会・コンクール等への出場の見直し、生徒・顧問（指導教師）とともに心身の負担や校外への移動に伴う交通費等に係る家庭の経済的な負担の軽減を図る。

対外試合等による校外への移動には、顧問（指導教師）または校長が認める部活動指導員が引率することを厳守する。

(5) 合同チーム編成

① 申し合わせ事項に基づき、当該校校長の承認を得て、当該校同士の同意のもと成立するものとする。

② 合同期間、練習場所、練習時間、練習内容、顧問体制（主導者を明確に）、指導体制について、上述の（1）～（4）に則り、明らかにするとともに、当該校の保護者に説明し、承認を得る。（送迎、日常の活動での協力事項等を含む）

■ 5 本年度の活動について

(1) 平日の活動時間と部活動バスについて（休業日・長期休業中を除く）

年間を通じて部活動バスは 18時00分

但し、平日1日の練習時間は長くとも2時間程度とする。（4－（2））

(2) テスト期間に係る部活動について

原則として、定期テスト及び学力テスト3日前は活動停止期間とする。停止期間に大会やコンクールが実施される場合の部活動については、別途協議のうえ、校長が判断する。

(3) 午前授業日の部活動について

原則的に3時まで自宅学習とし、それ以降の活動とする。スクールバス生徒が活動時間まで学校に残る場合には、顧問の許可を得る。

(4) 荒天時の部活動について

① 荒天による学校閉鎖日は活動中止とする。

② 午前8時現在で、「暴風」「大雨」「大雪」「洪水」等の警報が発令されている場合は、午前の部活動は中止とする。午前10時現在で、警報が解除された場合は、正午以降の活動は可能とする。

③ 警報発令中の場合は、その日の部活動は中止とする。

④ 気象庁等の熱中症警戒アラートが発せられた時間帯は、原則として活動せず、体調管理に努める。

⑤ 学校での部活動中に警報が発令された場合は、速やかに活動を中止し下校することを原則とする。

(5) その他

部活動に係る取り決めや確認が必要な場合は、生徒指導部直轄の部活動委員会において審議し、校長がこれを承認することで発効する。